

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 支店事務所の無償借り受け

##### 《内容》

関与先のA社は地方にあるグループ法人の子会社の工場事務所の一部を支店事務所として借りています。この事務所は、面積が小さく、また、地方では家賃が安いこともあり、家賃は支払っていません。

この点について、税務調査が行われ、調査官からA社は本来支払うべき家賃相当額の利益を得ているから受贈益を認識すべきであり、子会社は家賃収入と寄附金を計上すべきであると指摘されています。

しかし、もともとA社は費用として家賃を計上しておらず、その分すでに利益は増加していますから、改めて受贈益を認識する必要はないように思われますが、どうでしょうか。

### 『答』

A社は支払家賃（費用）と受贈益（収益）が相殺され、結果的になんら経理処理をしない場合と同じになります。したがって、ご質問のとおり、本来支払うべき家賃相当額の受贈益を改めて認識する必要はありません。しかし、本来支払うべき役務の提供の対価が、たとえば繰延資産になるような場合（借家権利金が認定される場合）には、費用は計上されず、収益だけが認識されて課税関係が生じる場合もあります。

なお、子会社は家賃収入と寄附金を計上すべきこととなります。

### （解説）

- 1 法人税法第22条第2項には「無償による資産の譲受け」は収益になる旨、明文で規定されています。一方、土地や建物、金銭などを借りた場合も、その地代や家賃、利息が無償であれば、借手において本来支払うべき地代等の免除を受けた利益が生じますが、法人税法には「無償による役務の譲受け」から収益が生じる旨は規定されていません。
- 2 ご質問の場合のような「無償による支店事務所の借り受け」から収益が生じる旨の規定がされていない理由は、たとえば子会社に本来支払うべき家賃が100であるとしたとき、A社はそもそも家賃を支払っていませんから、費用として計上されません。A社においては、その100だけ自動的に利益（所得）は増加しますから、あえて受贈益を認識する必要はないということです。

つまり、支払家賃（費用）と受贈益（収益）は相殺され、結果的になんら経理処理をしない場合と同じになります。したがって、ご質問のとおり、本来支払うべき家賃相当額の受贈益を改めて認識する必要はありません。

- 3 一方、子会社は家賃収入と寄附金を計上すべきことになります。つまり、「無償による役務の提供」からも収益が生じ、法人が安い価額で経済的な利益の供与をした場合には、実際の取引価額と時価との差額は、資産を低廉譲渡した場合と同じく、寄附金に含まれるからです（法法37⑧）。
- 4 なお、上記の受贈益を改めて認識する必要はないという議論は、本来支払うべき役務の提供の対価が、そのまま費用となることを前提としています。したがって、本来支払うべき役務の提供の対価が、たとえば繰延資産になるような場合には、費用は計上されず、収益だけが認識されて課税関係が生じる場合もあります。

たとえば、ご質問の支店事務所を借りた場合、本来借家権利金を支払うべきだとすれば、その借家権利金相当額は繰延資産になり（法令14①六ロ、法基通8-1-5）、一時の費用になりませんから、借家権利金相当額の受贈益に対する課税が生じる可能性も考えられます。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

#### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用（転用）することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。